

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務(住民税非課税世帯等給付金等)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

君津市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務(住民税非課税世帯等給付金等)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

君津市長

## 公表日

令和6年4月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定の給付の支給に関する事務(住民税非課税世帯等給付金等)
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定の公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和5年度君津市非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業実施要綱に基づき、物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品等の価格の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。</p> <p>(2) 令和5年度君津市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業実施要綱に基づき、物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品等の価格の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯等)に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。</p> <p>(3) 令和5年度君津市物価高騰対応重点支援給付金(子ども加算)支給事業実施要綱に基づき、物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品等の価格の高騰による負担増を踏まえ、(1)または(2)の支給対象世帯に子ども(平成17年4月2日から令和6年8月15日までに生まれた者)がいる場合に、臨時的な給付措置を実施するもの。</p>
③システムの名称	住民税非課税世帯等物価高騰対応重点支援給付金システム 住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応重点支援給付金システム 物価高騰対応重点支援給付金(子ども加算)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
令和5年度君津市非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金ファイル 令和5年度君津市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応重点支援給付金ファイル 令和5年度物価高騰対応重点支援給付金(子ども加算)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部厚生課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	君津市総務部総務課行政係法規審査担当 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1581
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱等に関する問合せ

連絡先	君津市福祉部厚生課 〒299-1152 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-27-0253
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和5年度君津市非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業実施要綱に基づき、物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品等の価格の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。</p> <p>(2) 令和5年度君津市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業実施要綱に基づき、物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品等の価格の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯等)に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。</p> <p>(3) 令和5年度君津市物価高騰対応重点支援給付金(こども加算)支給事業実施要綱に基づき、物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品等の価格の高騰による負担増を踏まえ、(1)または(2)の支給対象世帯にこども(平成17年4月2日から令和6年8月15日までに生まれた者)がいる場合に、臨時的な給付</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和5年度君津市非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業実施要綱に基づき、物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品等の価格の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。</p> <p>(2) 令和5年度君津市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応重点支援給付金支給事業実施要綱に基づき、物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品等の価格の高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯等)に対して、臨時的な給付措置を実施するもの。</p> <p>(3) 令和5年度君津市物価高騰対応重点支援給付金(こども加算)支給事業実施要綱に基づき、物価・賃金・生活総合対策として、エネルギー・食料品等の価格の高騰による負担増を踏まえ、(1)または(2)の支給対象世帯にこども(平成17年4月2日から令和6年8月15日までに生まれた者)がいる場合に、臨時的な給付</p>	事後	
令和6年4月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	住民税非課税世帯等物価高騰対応重点支援給付金システム	住民税非課税世帯等物価高騰対応重点支援給付金システム 住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応重点支援給付金システム 物価高騰対応重点支援給付金(こども加算)システム	事後	
令和6年4月24日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	令和5年度君津市非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金ファイル	令和5年度君津市非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金ファイル 令和5年度君津市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応重点支援給付金ファイル 令和5年度物価高騰対応重点支援給付金(こども加算)ファイル	事後	
令和6年4月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	